特別事業者ローン

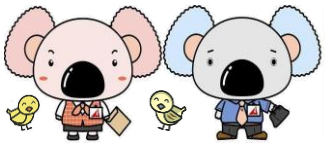

ご融資金額　2，000万円以内
ご融資期間　運転資金　５年以内
設備資金　７年以内

お申込みいただける方	①当金庫の各営業店から２キロメートル以内の融資取引のない事業者（個人事業主含む）の方 ②お申込み時点において税金の未納がない方 ③銀行取引停止処分を受けていない方 ④融資実行時点において当金庫の会員である方
資　金　使　途	運転資金・設備資金
融　資　限　度　額	１００万円以上２，０００万円以内（１００万円単位）　但し、割引手形・でんさい割引手形については１円単位とします。※当金庫所定の審査により、ご融資金額を決定させていただきます。
融　資　期　間	運転資金　５年以内 設備資金　７年以内 手形貸付　１年以内
融　資　形　式	割引手形・手形貸付・証書貸付
返　済　方　式	手形貸付　分割返済または一括返済 証書貸付　元金均等返済
融　資　利　率	期間１年未満　　年利1.00%～3.00%（固定金利） 期間１年以上３年未満　　年利1.00%～3.00%（短期プライムレート連動 変動金利） 期間３年以上　　年利1.20%～3.00%（短期プライムレート連動 変動金利） ※当金庫所定の審査により、ご融資利率を決定させていただきます。
担保・保証人	担　保・・・原則不要 保証人・・・原則として第三者保証人は不要 「経営者保証ガイドライン」に基づき経営者保証の必要性を検討させていただきます。
必　要　書　類	①決算書または確定申告書２期分（直近） ②決算期より半年以上経過している場合は試算表 ③法人税、事業税の納税証明書（その１、その3の３） ④履歴事項全部証明書（法人）（発行後３か月以内のもの） ⑤設備資金の場合は、契約書・見積書等 ⑥代表者のご本人確認資料（個人番号カード・運転免許証 等） ※必要に応じて別途、必要書類の提出をお願いする場合があります。
条件変更手数料等	全額繰上償還、一部繰上償還、条件変更等をされる場合は所定の手数料が必要です。
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または業務統括部（９時～17時、電話：0120-113-003）にお申し出ください。
紛争解決措置	愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）および、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）の紛争解決センター、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）および、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記、業務統括部または全国しんきん相談所（９時～17時、電話：03-3517-5825）へお申し出ください。
特　典	●証書貸付ご契約の方は「法人インターネットバンキング」の「基本手数料（月額）」をご契約日から２年間無料とさせていただきます。 ●証書貸付ご契約の方は「法人インターネットバンキング」の振込手数料をご契約日から１年間「半額」（税抜）とさせていただきます。 ●ご融資実行後３か月以内に新規預金として預入される定期預金および定期積金の利率を初回満期日まで優遇（店頭表示金利に上乗せ+0.2%）させていただきます。 ●職域サポート契約による従業員様等への金利優遇等
そ　の　他	●審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●変動金利は、毎年4月1日と10月1日を基準日とし、年2回基準金利の見直しをさせていただきます。 ●金融情勢の変化などにより内容を変更・中止させていただく場合がございます。 ●毎月のご返済額等につきましては、本支店窓口でご試算いたしますので、お気軽にお問合せください。 ●詳しくは、本支店窓口または渉外担当者にお問合せください。 なお、窓口に商品概要書をご用意いたしております。 ●当金庫は、個人情報の保護に関する法律および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他関係法令を遵守し、機密性・正確性の保護に努めます。

応援します！あなたの街で
愛知信用金庫
https://www.aichishinkin.co.jp

支店名		電話番号	

2025年8月1日現在